

丹波篠山市入札監視委員会議事録概要書
(令和 6 年度 第 2 回)

開催日	令和 7 年 1 月 28 日 (火)	
開催場所	丹波篠山市役所本庁舎 4 階委員会室	
出席委員	委員長 東 泰弘 委員 澤 雅史、原田裕史、酒井扶美、大槻智美	
審議対象期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日	
抽出案件	総件数 6 件	(備考)
一般競争入札	3 件	市長部局 一般競争入札 2 件 指名競争入札 2 件
指名競争入札	2 件	教育委員会部局 一般競争入札 1 件 随意契約 1 件
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答	<p>【市道曾地口井ノ上線ほか舗装修繕工事】</p> <p>1. 入札額全て同額で、くじで落札者を決定しているが、技術力をもった会社が安い価格で実施するのが本来の形ではないのだろうか。この状況で一般競争入札の目的が達成されるのだろうか。</p> <p>回答： 技術力という面は工事終了後の検査で確認をしている。管財契約課の方で書類や現場の検査を実施し、設計書に記載の数量が実際にできているのかチェックする。そこで技術的に劣っていなければ合格とし、検査時に出来高不足等があると、やり直しを依頼する。</p>	
	<p>【市道曾地口井ノ上線ほか舗装修繕工事】</p> <p>2. 積算単価が公表されており、ソフトに入力すると金額が一律に決まってくるのであれば、落札率はもっと 100% 近くになってくるのでは。なぜ 89% という低い数値なのか。</p> <p>回答： 兵庫県の基準書、単価の情報は公表されており、それに基づいて事業者は積算を行う事ができる。また最低制限価格についても算定式を公表しているため、算出が可能である。</p>	

<p>委員からの意見・質問 とそれに対する回答</p>	<p>【プラスチック資源一括回収処理施設整備工事】</p> <p>3. この案件は特殊な方式だと思うが、予定価格や設計額はどのように算出するのか。</p> <p>回答： 予定価格は設計額に基づき作成する。入札に対する設計額については、専門業者に参考見積を依頼して決定している。</p>
	<p>【プラスチック資源一括回収処理施設整備工事】</p> <p>4. この工事は新設工事か改修工事かどちらか。また、できる事業者が限られるのではないか。</p> <p>回答： 建屋については既存のものを利用しながら一部改修し、設備や機械等については新規で設置する。またこの案件については設計施工一括発注方式という特殊な方式で実施しており、設計と施工を一緒に依頼する。落札後は詳細設計を作成した後に工事を施工するやり方である。実施できる事業者はある程度限られると思うが、一般競争入札で実施しており、公告時に当市の資格要件・基準を示し、事業者の意思で申し込んでもらっている。その結果 1 者のみだったという事である。</p>
	<p>【史跡篠山城跡二の丸北西石垣保護工事】</p> <p>5. 篠山城跡の工事については、毎年単年度で部分的に実施していくよりも、ある程度計画的に実施していく方が経費を抑えられるのではないか。</p> <p>回答： 文化財の保護工事については、国庫補助事業で実施しており、市が計画を作り文化庁に認可を求める。計画を持っていることにより、国が予算を配当してくれるので、計画性は持って実施させていただいている。 土圧や木の根等の影響で石が押されるため、石垣の膨らみを戻す必要があることから継続的に実施している。</p>

委員からの意見・質問 とそれに対する回答	<p>【史跡篠山城跡二の丸北西石垣保護工事】</p> <p>6. 文化財石垣保存技術協議会の業者リストの中で、篠山城跡の工事实績がある A 事業者が石工事業者一覧表に入っていないのはなぜか。</p> <p>回答： 令和 5・6 年度の入札参加資格申請が無かったためである。</p>
	<p>【市立今田診療所トイレ改修工事】</p> <p>7. 一回目の入札金額と比べ、二回目の入札金額がかなり低くなっているが、この理由は何か。</p> <p>回答： 二回目の入札通知をする際、一回目の最低入札価格も通知されるためである。</p>
	<p>【市営こしお団地外壁等改修工事(1 期)】</p> <p>8. 外壁工事なのに概要に機械設備工事と記入してあるのはなぜか。</p> <p>回答： 外壁工事に伴い室外機の移設復旧工事が生じるため、機械設備工事として概要に記載している。</p>
	<p>【田園交響ホール 舞台照明設備(主幹・調光器)更新工事】</p> <p>9. 随意契約はほとんどが 100%近い落札率になっているが、この案件のみ約 75%となっている。この契約相手方はおそらく参考見積を依頼した事業者ではないかと思うが、ここまで落札率が低くなった理由は何か。</p> <p>回答： 参考見積を基に市が設計書を作成し、予定価格を決める。その後見積依頼をするのだが、企業の努力により 75%近い数字になったのではないかと考える。また市と事業者で価格交渉を行っており、その結果下がったとも考えられる。</p>

<p>委員からの意見・質問 とそれに対する回答</p>	<p>【田園交響ホール 舞台照明設備(主幹・調光器)更新工事】 10. 随意契約理由書は見積依頼する前に作成するのが本来の形ではないだろうか。順番が違うのではないか。</p> <p>回答： 随意契約の決裁を経たうえで、見積依頼をするという流れになっている。この随意契約理由書は完成形を載せているが、決裁の際は予定価格や契約額を抜いた状態で添付するようになっている。決裁経過に問題はない。</p> <hr/> <p>【田園交響ホール 舞台照明設備(主幹・調光器)更新工事】 11. 参考見積を依頼した事業者へ見積依頼した結果、ここまで下がったとすると、この事業者がいくらでも価格の範囲を広げていく事が可能になるのでないだろうか。市として適正な設計価格の審査ができていないのだろうか。</p> <p>回答： 通常、参考見積が適正価格かどうかは、物価本等を参考に検証を行っている。</p>
<p>委員会による意見具申 又は勧告の内容</p>	<p>抽出案件については、すべて適切に執行されている。</p>